

**令和6年 第5回
佐伯市議会定例会**

委員会提出議案

**12月定例会
佐伯市議会**

令和6年第5回佐伯市議会定例会 議案目次

委員会提出議案

番 号	件 名	ページ
第 7 号	佐伯市議会委員会条例の一部改正について	3
第 8 号	佐伯市議会会議規則の一部改正について	5
第 9 号	佐伯市議会基本条例の一部改正について	12

委員会提出議案第 7 号

佐伯市議会委員会条例の一部改正について
佐伯市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 6 年 12 月 18 日提出

佐伯市議会 議会運営委員会
委員長 山野内 真人

佐伯市議会委員会条例の一部を改正する条例
佐伯市議会委員会条例（平成 17 年佐伯市条例第 357 号）の一部を次のように改正する。
目次中

「第 15 条（招集）」を 「第 15 条（招集）」 に、
第 15 条の 2（委員会の開会方法の特例）」

「文書」を「文書等」に改める。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 15 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第 19 条（委員会の公開等）第 1 項の秘密会は、この限りでない。

（1） 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2） 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第 19 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 21 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議

長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第 23 条第 2 項中「きこうと」を「聴こうと」に改める。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 28 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 25 条第 1 項中「は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削り、同条第 2 項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第 28 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 29 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。

第 30 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

標準市議会委員会条例の一部改正に伴い、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文書等の整理を行いたいので提出する。

委員会提出議案第 8 号

佐伯市議会会議規則の一部改正について
佐伯市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 6 年 12 月 18 日提出

佐伯市議会 議会運営委員会
委員長 山野内 真人

佐伯市議会会議規則の一部を改正する規則
佐伯市議会会議規則（平成 17 年佐伯市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
目次中「、参考人」を「及び参考人」に、

「第 94 条（定足数に関する措置）」を「第 94 条（定足数に関する措置）
第 94 条の 2（出席委員に関する措置）」に、

「第 161 条（懲罰動議の審査）」を「第 161 条（懲罰動議の審査）
第 161 条の 2（代理弁明）」に、

「第 166 条（協議又は調整を行うための場）」を
「第 166 条（協議又は調整を行うための場）
第 166 条の 2（協議等の場の開催方法の特例）」に、

「第 168 条（会議規則の疑義に対する措置）」を
「第 167 条の 2（電子情報処理組織による通知等）
第 167 条の 3（電磁的記録による作成等）」に改める。

第 168 条（会議規則の疑義に対する措置）」

第 3 条中「また」を「、また」に改める。

第 4 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 2 項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項
ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に
次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその
他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 14 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 15 条中「再び」を「、再び」に改める。

第 17 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 18 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 19 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 19 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 20 条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第 21 条及び第 24 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 29 条中「職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を備え付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第 31 条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 35 条ただし書及び第 37 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 38 条中「まって」を「待って」に改める。

第 39 条第 1 項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 44 条第 2 項中「会議」を「議会」に改める。

第 45 条第 2 項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第 50 条第 1 項及び第 52 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 55 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第 2 項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第 56 条第 2 項、第 57 条第 2 項及び第 60 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 63 条第 2 項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第 65 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 66 条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第 67 条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第 70 条第 1 項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 71 条第 1 項及び第 2 項中「とる」を「採る」に改める。

第 74 条中「効力」の次に「第 1 項から第 3 項まで」を加える。

第 76 条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 77 条第 1 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第 2 項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第 3 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 1 章第 9 節の節名中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第 80 条第 1 項中「は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第 85 条第 1 項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第 86 条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第 88 条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第 2 章第 1 節中第 94 条の次に次の 1 条を加える。

(出席委員に関する措置)

第 94 条の 2 この章における出席委員には、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第 96 条ただし書及び第 99 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 100 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第 114 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 116 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第 117 条第 1 項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 118 条に次の 1 項を加える。

2 法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 119 条第 2 項及び第 122 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 124 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 125 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員に朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 126 条第 6 項中「はかり」を「諮り」に改める。

第 128 条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第 129 条に次のただし書を加える。

ただし、法第 109 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第 131 条第 1 項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 132 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 135 条中「効力)」の次に「第 1 項から第 3 項まで」を加える。

第 137 条中「はかる」を「諮る」に改める。

第 138 条第 1 項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第 2 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 139 条第 2 項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改め、同条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 141 条第 1 項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第 2 項中「前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託する」を「委員会の付託は、議会の議決で省略する」に改め、同条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 142 条に次の 2 項を加える。

3 前項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 143 条第 1 項中「意見を付け、」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第 144 条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第 146 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 150 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 150 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 152 条中「外とう、えり巻、つえ、かき」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 157 条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第 159 条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 161 条中「はできない」を「ができない」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(代理弁明)

第 161 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 163 条中「こえる」を「超える」に改める。

第 7 章中第 166 条の次に次の 1 条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第 166 条の 2 前条の協議等の場については、佐伯市議会委員会条例（平成 17 年佐伯市条例第 357 号。以下「委員会条例」という。）第 15 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合に該当するときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項に規定する場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第 9 章中第 168 条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 167 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第66条（答弁書の配布）、第86条（会議録の配布）、第125条（答弁書の配布）、第140条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第141条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に

係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第 168 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

標準市議会会議規則の一部改正に伴い、オンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文書等の整理を行いたいので提出する。

委員会提出議案第 9 号

佐伯市議会基本条例の一部改正について
佐伯市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 6 年 12 月 18 日提出

佐伯市議会 議会運営委員会
委員長 山野内 真人

佐伯市議会基本条例の一部を改正する条例
佐伯市議会基本条例（平成 22 年佐伯市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。
目次中「第 3 条（議会の使命及び活動原則）」を 「第 3 条（議会の使命及び活動原則）
第 3 条の 2（災害時等における議
会の活動原則）」に改める。

第 2 章中第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（災害時等における議会の活動原則）

第 3 条の 2 議会は、災害時等においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時等における議会運営及び災害対策については、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

議会の使命及び活動原則について、災害時等における議会の活動原則を追加したいので提出する。